

令和2年4月10日

ご利用者・ご家族の皆様へ
(通所施設・短期入所ご利用の方)

社会福祉法人 品川総合福祉センター
常務理事 小野 孝

新型コロナウィルスの感染拡大に伴う国の緊急事態宣言の対応について

陽春の候、利用者ご家族の皆様におかれましては、ますますご清祥のことと存じます。平素より当法人の運営にご協力いただき御礼申し上げます。

さて、新聞・報道等にありますように、4月7日に緊急事態宣言が東京都等に対し出されました。また本日4月10日付で東京都福祉保健局障害者施策推進部長より「緊急事態宣言を踏まえた障害福祉サービス等事業所における対応について」の通知がありました。通知内容は以下のとおりです

障害福祉サービスは、利用者の方々やその家族の生活を維持する上で欠かせないものであり、利用者に対して必要なサービスを継続的に提供することが求められます。については、利用者の状況や家族の状況を踏まえ、可能な場合には通所を控えていただくことによりサービスの提供を縮小するなど感染拡大防止のための対応を検討した上で、支援が必要な利用者に対する支援を提供いただくようお願いいたします。

つきましては、上記、通知を踏まえ生活介護・就労継続支援A型・就労継続支援B型・短期入所について、可能な方は利用をお控えいただくことのお願いを申し上げます。

期間：令和2年4月10日（金）～同2年5月6日（水）(緊急事態宣言対象期間中)

この件に関してご質問がありましたら以下の連絡先までお願ひいたします。

連絡先：